

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
経空脅威の分析及び次期地对空誘導弾システムに必要な機能性能に関する調査研究	高学研R 8－1 3	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和8年 6月 25日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	陸上自衛隊高射学校

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、経空脅威の分析及び次期地对空誘導弾システムに必要な機能性能に関する調査研究（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、**GLT-CG-Z000001**の1.2による。

1.2.1 現有システム

この仕様書においては、陸上自衛隊高射特科団及び高射特科群が保有する装備品及び03式中距離地对空誘導弾（改善型）能力向上の総称をいう。

1.2.2 HGV等

BM, HGV, HCMの総称をいう。

1.2.2.1 BM

Ballistic Missile の略語で、弾道ミサイルをいう。

1.2.2.2 HGV

Hypersonic Glide Vehicle の略語で、極超音速滑空機をいう。また、HGVのうち終末段階で加速度を発生するものを新型HGVという。

1.2.2.3 HCM

Hypersonic Cruise Vehicle の略語で、極超巡航ミサイルをいう。

1.2.3 ABT脅威

Air Breathing Threat の略語で、HGV等を除いたジェットエンジン等により推進する経空脅威をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、この仕様書の規定を優先するものとする。

a) 仕様書等

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

秘密保全に関する訓令〔防衛省訓令第36号（19.4.27）〕

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4

608号(19.4.27)]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達) [防装庁(事)第137号(4.3.31)]

1.3.2 関連文書

a) 仕様書等

CP-Y-0107P	03式中距離地対空誘導弾
GS-C645644E	対空レーダ装置 JTPS-P25-D
GS-C642565G	対空レーダ装置 JTPS-P14
GGM-Y640005E	03式中距離地対空誘導弾(改善型)
4-AD-05003	03式中距離地対空誘導弾(改善型)能力向上
GS-C64555	対空戦闘指揮統制システム 設計計算書

b) その他

03式中距離地対空誘導弾(改善型)能力向上 システム設計報告書
03式中距離地対空誘導弾(改善型)能力向上 基本設計報告書
03式中距離地対空誘導弾(改善型) 設計計算書
03式中距離地対空誘導弾 設計計算書
対空戦闘指揮統制システム 設計計算書

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は、次期地対空誘導弾システムを検討する上で必要な脅威分析、現有システムの課題等の運用分析を行い、次期地対空誘導弾システムの運用構想、必要とする機能・性能等について検討するものとする。

2.2 調査研究等

調査研究等は、次による。

なお、細部は、陸上自衛隊高射学校研究部(以下、“研究部”という。)との調整による。

2.2.1 脅威分析

諸外国において運用段階、研究開発段階にあるHGV等の脅威及びABT脅威に関して種類毎に分類して列挙・分析するとともに、現有システムで対象脅威外としている脅威のうち代表的な脅威に関して、今後の検討促進のため航跡モデル等を設定する。

また、電磁波領域等の防空態勢に影響を及ぼす脅威に関する脅威分析を実施する。

2.2.2 運用分析

2.2.1で分析した脅威への現有システムでの対処上の課題、統合ネットワーク化、AI技術の導入、ミサイル等装備の多用途化、省人化による費用対効果等を踏まえた将来防空態勢について検討して、次期地対空誘導弾システムが将来防空態勢に占める役割を明確化する。

2.2.3 次期地対空誘導弾システムに係る検討

運用構想、システム構成、必要とする主要な機能・性能等について明らかにする。この際、次期地対空誘導弾システムの運用に必要な機能において、現有システムの欠落機能を明らかにするとともに改善の方向性について、明らかにする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 事前提出を求める資料等

本役務に従事する技術者は、能力等を有する者を含む実施体制を構築するものとする。

- a) 設備及び実施体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）
- b) 法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む。）
- c) 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

4.2 提出書類等

提出書類等は、表 1 によるものとする。

なお、電子記憶媒体の記憶方式については、研究部との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表 1—提出書類等

番号	提出書類等	提出形態・部数	提出時期	提出先
1	実施計画書（作業工程表）	電子データ	契約締結後、速やかに	研究部
2	法的資格保有者（役務従事者）名簿	電子データ		
3	中間成果報告書	電子データ	令和 8 年 1 0 月末	
4	調査研究成果報告書	紙媒体 1 部 電子データ 1 部	令和 9 年 3 月末	
注記 1 中間成果報告書及び調査研究成果報告書は、2.2 に示す各項目の調査研究成果とする。				
注記 2 番号 3，4 の電子データは、記録・編集できない媒体（CD－R 又は DVD－R）を使用し、各書類データを Microsoft Office 形式及び P D F 形式で格納したものとする。				

4.3 成果報告会等

成果報告会等は、表 2 によるものとするほか、2 カ月に 1 回を基準とした検討会を実施する。

表 2—成果報告会等

区分	打合せ事項	打合せ時期（基準）	打合せ場所
第 1 回	実施計画に関する事項	実施計画書（作業工程表） 作成後、速やかに	研究部（基準）
第 2 回	中間成果報告	令和 8 年 1 0 月	
第 3 回	調査研究成果報告	令和 9 年 3 月	

4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、秘密の文書及び図画等の取扱いに当たっては、“秘密保全に関する訓令”により、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、本役務に関する物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取

扱いは、“取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。

- c) 契約の相手方は、本役務の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表等を許可なく行ってはならない。契約履行後も同様とする。

4.5 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.6 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、この設計において第三者の著作権その他の権利（以下、“著作権等”という。）を侵害しないことを確認する。
- b) この設計が第三者の権利を侵害しているとして官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。
- c) この契約において創作され納入物となる著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は、納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案、翻訳、複製及び貸与（以下、“利用”という。）することが可能である。
 - 1) 契約の相手方又は第三者が従来から保有していたドキュメントの著作権等は、契約の相手方又は第三者に留保される。ただし、官側は、これらドキュメントを契約の相手方の同意の下、第三者に対し利用を許諾することが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒んではならない。
 - 2) この契約で新たに契約の相手方が著作したドキュメントの著作権は、官側と契約の相手方の共有とする。
 - 3) 官側は、著作権を共有したドキュメントに関し、契約の相手方の同意などを得ることなくその利用を第三者に許諾することが可能である。
 - 4) 共有する持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合及び3)以外の共同著作権行使をする

場合は、契約の相手方と事前に協議の上、承認を受けなければならない。

5) 契約の相手方は、著作者人格権のうち、同一性保持権を行使してはならない。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料等の閲覧、または無償貸付に関する事項
- b) その他契約履行に必要な事項

4.8 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—		
	調達要求番号	6L1C1AA3001		
	調達要求年月日	令和 8 年 7 月 7 日		
	作 成 部 課	高射学校研究部		
	作 成 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 5 日		
品 名	経空脅威の分析及び次期地对空誘導弾システムに必要な機能性能に関する調査研究			
仕様書番号	高学研 R 8－1 3			
1 指定事項 契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 1 3 7 号（令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき適切に管理するものとする。				
2 保護すべき情報として指定された情報				
指定すべき情報		企業で取り扱う際の 留意事項		
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細			
誘導武器等に関する性能諸元等	1 有効射程・射高，戦闘効力圏 2 防護範囲 3 リアクションタイム 4 S S K P，撃破確率，撃墜率 5 ミスディスタンス 6 電波諸元（周波数，帯域等） 7 処理目標数 8 探知距離，追従距離 9 伝送時間，伝送速度 10 管理目標数 11 最大接続数 12 目標情報伝送数，入力目標数 13 処理目標数 14 表示性能（目標数，範囲） 15 音声回線数 16 通信装置の回線数 17 通信装置の伝送距離 18 抗たん性に関する記述			
対象脅威に関する性能諸元等	1 分析対象機種 2 射程（飛しょう経路を含む） 3 R C S 4 弾頭	○ 打合せ，調整等における会議資料，議事録に保護すべき情報が含まれる場合には保護対象とする。 ○ 契約の相手方からの依頼に基づき官側が閲覧などを支援したデータ，資料等に保護すべき情報が含まれる場合は保護対象とする。 ○ 提出書類等に保護すべき情報が含まれる場合には保護対象とする。 ○ 官民での協議により保護すべきと判断された情報については，保護対象とする。		